

地方交付税制度と都区財政調整制度の比較（概要）

区 分		地方交付税制度	都区財政調整制度（改革後）	都区財政調整制度（改革前）	
総 額 の 保 障	中長期的な 財源保障 (財源の総体的な独立性の確保)	安定的な 財源枠の確保	国税の一定割合（交付税率） 地方公共団体がひとしくその行な うべき事務を遂行することができる ように国が交付する原資	調整税（市税相当の都税）の一定割合 特別区がひとしくその行なうべき 事務を遂行することができるよう に都が交付する原資	同 左
		財源枠改善の 制度的保障	所要額と財源枠が引き続き著しく異なることとなった場合 地方行財政制度の改正 又は 国税に対する一定割合の改正	所要額と財源枠が引き続き著しく異なることとなる場合 調整税に対する一定割合の改正	同 左 同 左
	毎年度の総額の確保	上記財源枠の改善措置 総額の特例（加算、返還等） 税制、地方債等地方財政対策	上記財源枠の改善措置 地方財政対策の適用	同 左 同 左 納付金制度 交付金の年度間調整 （総額補填制度等）	
個 々 の 団 体 の 保 障	標準的な行政水準を保つのに 必要な一般財源の保障 (算定基準の明確化により恣意的算定を排除)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">基準財政 需要額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">基準財政 収入額</div> = <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">交付 額</div> </div>	同 左 (交付税に準じた算定)	同 左 収入が需要を上回る場合は都に納付	
	交付金所要額が上記総額 を超える場合の措置	基準財政需要額を一律に割落とす。	同 左	交付金の年度間調整 ・都の一般会計から借入れ交付金基 本額に加算（総額補填制度）	
	交付金所要額が上記総額 に満たない場合の措置	特別交付税の総額に加算	特別交付金の総額に加算	交付金の年度間調整 ・過去の加算額の返還 ・翌年度の総額に加算	
	留保財源の確保 (自主的財政運営への配慮)	基準税率の設定（市町村75/100）	基準税率の設定（85/100）	同 左	
	地方団体の意見の反映等	地方財政審議会（地方の参加） 不服審査、異議申立て、聴聞等 地方団体の意見反映	都区協議会	同 左	